

平成21年11月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号供託金還付請求権取立権確認請求事件(口頭弁論終結日平成21年10月19日)

判 決

原告 国

被告 有限会社Y

主 文

- 1 原告と被告との間で、札幌法務局平成20年度金第●●号の供託金177万1000円につき、原告が還付請求権の取立権を有することを確認する。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 原告は、主文同旨の判決を求め、請求原因として次のとおり述べた。

- 1 原告は、札幌市所在の訴外株式会社A(以下「A」という。)に対し、平成20年5月7日の時点で、別紙租税債権目録(1)記載のとおり、納期限を経過した租税債権(以下「本件滞納国税」という。)を有していた。なお、本件滞納国税については、現在も別紙租税債権目録(2)記載のとおり未納となっている。
- 2 Aは、訴外B株式会社北海道支店(以下「B」という。)との間で、平成19年12月12日、下記の内容の工事を請け負う契約を締結した(以下「本件請負契約1」という。))。

記

工事名称 Cマンション設計変更工事

工事場所 札幌市

工 期 平成19年12月12日から平成20年4月18日まで

工事内容 外壁タイル及び見切金物取合シーリング並びに未施工シーリング工事

請負金額 357万円（消費税相当額17万円を含む。）

支払条件 毎月25日締切（出来高）、翌々月5日支払

特 約 契約当事者は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ない限り、この契約から生じる権利を第三者に譲渡することはできない。

- 3 Aは、Bとの間で、平成20年3月22日、下記の内容の工事を請け負う契約を締結した（以下「本件請負契約2」という。）。

記

工事名称 Cマンション設計変更工事

工事場所 札幌市

工 期 平成20年2月12日から平成20年3月28日まで

工事内容 取合シール追加変更工事他

請負金額 262万5000円（消費税相当額12万5000円を含む。）

支払条件 毎月25日締切（出来高）、翌々月5日支払

特 約 契約当事者は、あらかじめ相手方の書面による承諾を得ない限り、この契約から生じる権利を第三者に譲渡することはできない。

- 4 原告は、平成20年4月21日、本件滞納国税を徴収するため、国税徴収法62条に基づき、本件請負契約1及び本件請負契約2に基づく各請負代金債権（以下「本件各請負代金債権」という。）のうち、同年3月末日までの出来高分合計567万円から既払金の252万円、協力会費4500円及び互助会費500円を控除した残額314万5000円の債権を差し押さえ、同日、差押調書をBに送達した。

- 5 一方、Aは、平成20年4月2日、AがBに対して有する「金2,400,000円」の債権を、同月1日付けで譲渡した旨記載した債権譲渡通知書（以下「本件

債権譲渡通知書」という。)をBに内容証明郵便によって送付した。

- 6 Bは、債権譲渡の効力が不明であり、真の債権者を確知することができないとして、平成20年4月4日、法令条項を民法494条、被供託者をA又は被告として、本件各請負代金債権のうち同日に弁済期が到来した62万9000円を札幌法務局に供託した。なお、この供託金は、同月7日に被告が還付請求を行ったことにより、既に支払済みとなっている。
- 7 また、Bは、同じく真の債権者を確知することができないとして、平成20年4月30日、法令条項を民法494条、被供託者をA又は被告として、本件各請負代金債権のうち同年5月20日に弁済期が到来する251万6000円から、Bが同年4月4日に立替払した労務費74万5000円を控除した177万1000円を札幌法務局に供託番号平成20年度金第●●号をもって供託した(以下「本件供託金」という。)
- 8 原告は、本件滞納国税を徴収するため、平成20年5月7日、国税徴収法62条に基づき、Aが有する本件供託金の還付請求権を差し押さえ、同月9日、差押調書を札幌法務局供託官に送付した。その結果、原告は、国税徴収法67条に基づき、本件供託金の還付請求権の取立権を取得した。
- 9 本件債権譲渡通知書の「譲渡債権の表示」欄には、「金2,400,000円、貴社より発注を受けた平成20年3月31日現在、請求すべき金額」との記載がなされているにすぎず、譲渡債権が特定されていないので、被告が、Aから、本件各請負代金債権の一部として240万円を譲り受けていたとしても、本件債権譲渡通知書によって、民法467条2項の対抗要件を備えたことにならないので、上記の債権譲渡を原告に対抗することはできない。
- 10 工事請負契約に基づく債権について譲渡禁止特約が付されることが一般的であることは、建設業者や金融業者には周知のことであるところ、被告は、会社の設立目的に、内装設備工事、ガス配管工事、室内電器配線工事の設計・施工・請負を掲げている会社であり、また、本件に至るまでに、被告代表者が、Aに対して多額の融

資をしていると申し立てた経緯がある。このような事実を前提とすれば、被告が、Aから、本件各請負代金債権の一部として240万円を譲り受けていたとしても、本件請負契約1及び本件請負契約2には、譲渡禁止特約が付されており、被告は、本件各請負代金債権の譲渡が制限されていたことを知っていたか、仮に知らなかったとしても重大な過失があるというべきであるから、民法466条2項により、本件各請負代金債権を取得することができない。

11 原告が、本件供託金に対する取立権を行使して本件供託金の払渡しを受けるためには、原告と被告との間で、原告が、上記の取立権を有することの確認を求めるところ、被告はこれに応じない。

12 よって、原告は、被告に対し、本件供託金の還付請求権の取立権を有することの確認を求めらる。

第2 被告は、適式な呼出しを受けながら本件口頭弁論期日に出頭しないが、陳述したものとみなされる平成21年5月11日付け答弁書、平成21年8月24日付け準備書面及び平成21年10月3日裁判所受付の「答弁書」と題する書面には、「1原告の請求を棄却する。2訴訟費用は原告の負担とする。」、「譲渡禁止特約は知りませんでした。」等の趣旨の記載がなされている。

第3 甲1号証の1及び2、2ないし4号証、5号証の1及び2並びに弁論の全趣旨によれば、請求原因1ないし9及び11の各事実が認められる。

上記事実を前提とすれば、被告は、本件各請負代金債権の譲渡が制限されていたことを知っていたと推認されるので、被告は、本件各請負代金債権を取得することができないというべきである。

一方、原告は、本件供託金の還付請求権の取立権を有していることが認められるので、原告は、被告に対し、本件供託金の還付請求権の取立権を有することの確認を求め本件請求は理由がある。

札幌地方裁判所民事第5部

裁判官

中山幾次郎